



※ 作成における注意事項

- 1 □ 確認申請の配置図には、『現況幅員』、『後退寸法』を明示しなければなりません。必ず現地を確認してください。
- 2 □ 自主整備は、L形側溝、アスファルト舗装で整備してください。
わずかな後退で、L形側溝に代わる整備となった場合、将来建築を行う際に、再度狭あい手続きが発生する場合がありますので、原則としてL形側溝で整備してください。